

6 所得の種類

所得とは、収入から必要経費等を差し引いた後の金額のことです。収入金額を下表の計算方法により所得金額にしてから住民税を計算します。

(1) 所得の種類一覧

種類		内容	所得金額の計算方法
事業所得		事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費
不動産所得		地代、家賃など	収入金額－必要経費
利子所得		公債、社債、預貯金などの利子	収入金額(そのままの金額)
配当所得		株式や出資の配当など	収入金額－元本取得に要した負債の利子
給与所得		サラリーマン、アルバイトなどの給料	収入金額－給与所得控除 11 ページを参照してください
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金、外国年金などの所得	収入金額－公的年金等控除 12 ページを参照してください
	業務	原稿料、講演料などの所得	収入金額－必要経費
	その他	個人年金、FX などの上の所得にあてはまらない所得	収入金額－必要経費
譲渡所得		土地、株式、ゴルフ会員権、特許権等の資産の譲渡	収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額 13 ページを参照してください
一時所得		懸賞、生命保険の満期金や解約返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額(最高 500,000 円) 【注】1/2の金額が課税対象
山林所得		山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額(最高 500,000 円)
退職所得		退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2 14 ページを参照してください

(2) 給与所得の速算表

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額です。給与等の収入金額は、給与所得の源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されています。

この給与等の収入金額を基に、下の速算表で給与所得を計算することができます。給与所得の源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額(調整控除後)」の欄に給与所得が記載されています。

給与等の収入金額(A)	給与所得
～ 550,999 円	0円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	(A) - 550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(A) ÷ 4 (1,000 円未満切捨て) × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	(A) ÷ 4 (1,000 円未満切捨て) × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(A) ÷ 4 (1,000 円未満切捨て) × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	{(A) × 0.9} - 1,100,000 円 (1 円未満切捨て)
8,500,000 円 ～	(A) - 1,950,000 円

(3) 所得金額調整控除

下記①②に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次の i から iii のいずれかに該当する場合

- i. 本人が特別障害者に該当する
- ii. 23歳未満の扶養親族がいる
- iii. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

所得金額調整控除額

$$= (\text{給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\% \\ \text{(1 円未満切上げ)}$$

②給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、
給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{給与所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)} \\ + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)} - 10\text{万円}$$

【注】①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

(4) 公的年金等に係る雑所得の速算表

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額です。公的年金等の収入金額は、公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されています。この公的年金等の収入金額を基に、下の速算表で公的年金等に係る雑所得を計算することができます。

受給者の年齢	公的年金等に係る 雑所得以外の 合計所得金額	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得 (1円未満切捨て)
65歳未満 (昭和35年1月2日以降に 生まれた方)	1,000万円 以下	～ 1,299,999円	(A) - 600,000円
		1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円
		10,000,000円 ～	(A) - 1,955,000円
	1,000万円 超 2,000万円 以下	～ 1,299,999円	(A) - 500,000円
		1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 175,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 585,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,355,000円
		10,000,000円 ～	(A) - 1,855,000円
	2,000万円 超	～ 1,299,999円	(A) - 400,000円
		1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 75,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 485,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
		10,000,000円 ～	(A) - 1,755,000円
65歳以上 (昭和35年1月1日以前に 生まれた方)	1,000万円 以下	～ 3,299,999円	(A) - 1,100,000円
		3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円
		10,000,000円 ～	(A) - 1,955,000円
	1,000万円 超 2,000万円 以下	～ 3,299,999円	(A) - 1,000,000円
		3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 175,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 585,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,355,000円
		10,000,000円 ～	(A) - 1,855,000円
	2,000万円 超	～ 3,299,999円	(A) - 900,000円
		3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 75,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 485,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
		10,000,000円 ～	(A) - 1,755,000円

(5) 土地建物等の譲渡所得の計算方法

土地建物等の譲渡所得は、譲渡した年の1月1日において、その資産の所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得、5年以下の場合は短期譲渡所得に区分されます。

譲渡所得の金額は、原則として次のように計算します。

$$\text{譲渡所得の金額} = \text{譲渡価格} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

【注】特別控除額は、次の表のいずれかに該当する額(最高5,000万円)です。

譲渡所得の内容	特別控除額
公共事業などのために土地建物を買った場合	50,000,000円
マイホーム(居住用財産)を買った場合	30,000,000円
特定土地区画整理事業などのために土地を買った場合	20,000,000円
特定住宅地造成事業などのために土地を買った場合	15,000,000円
農地保有の合理化などのために土地を買った場合	8,000,000円
低未利用土地等を買った場合	1,000,000円

(6) 株式の譲渡所得の計算方法

譲渡所得の金額は、原則として次のように計算します。

$$\text{譲渡所得の金額} = \text{譲渡価格} - \text{必要経費} (\text{取得費} + \text{譲渡費用} + \text{負債利子})$$

(7) 退職所得の計算方法

退職所得の金額は、原則として次のように計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

【注】法人役員等としての勤務年数が5年以下の方は1/2控除(波線部分)はありません。

【注】法人役員等以外の場合で勤務年数が5年以下の方は、次のとおり計算します。

(退職手当等の額 - 退職所得控除額)の額	退職所得の金額
300万円以下の場合	$(\text{退職手当等の額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
300万円を超える場合	$150 \text{万円} + (\text{退職手当等の額} - 300 \text{万円} - \text{退職所得控除額})$

【注】退職所得控除額は、退職した方の勤続年数に応じて次のように計算します。

勤続年数 (1年未満の端数切り上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	退職所得控除額 = 40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	退職所得控除額 = 70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

【注】障害者になったことが直接の原因で退職する場合には、算出した控除額に100万円加算したものが退職所得控除額となります。

退職所得にも住民税が課税されます。

$$\text{税額} = \text{退職所得の金額} \times \text{税率} 10\% (\text{市民税} 6\%、\text{県民税} 4\%)$$

【注】原則として、退職手当等の支払者が住民税の税額を計算し、退職手当等から差し引いて市区町村に納入しています。なお、この市区町村とは、その退職手当等の支払いを受けるべき日(退職日)の属する年の1月1日現在において住所を有する市区町村をいいます。

(8) 課税対象とならない収入(非課税所得)

- ・遺族年金
- ・障害年金
- ・傷病手当金
- ・失業給付金
- ・通勤手当
- ・育児休業手当金 など